

# 日本交通心理士会 倫理規程

2023年11月5日

## まえがき

「日本交通心理士会倫理規程」は、日本交通心理学会の「倫理綱領」を踏まえ、日本交通心理学会が認定する交通心理士が、交通事故防止の啓発活動をはじめとする社会活動を実践する上で必要な倫理上の指針を示すことを目的に作成されました。作成に当たっては公益社団法人日本心理学会が定める倫理規程 第 3 章 社会における職務上の倫理に準じ、過度に抽象的にならないように、それぞれの研究や仕事の場において、何をすべきか、何をすべきではないかを具体的に明らかにすることを意図しました。ただし、規程という制約上、特定の時間、場所、場面の個々の問題を例にあげて記述することはできません。したがって、規程としてある程度の適用範囲の幅をもつ、一般的な場面で通用する行動指針になっています。また、日本交通心理士会会員（以下、会員と称する）の特性を鑑み、原則的な記述にとどめ、会員が様々な立場にあっても趣旨を尊重し、規程を遵守する努力を求めるものがあります。

会員の皆様が交通心理学の専門家としての自覚と責任を持ち、今後の研究や実践を行う上での指針としていただければ幸いです。

2023 年 11 月

日本交通心理士会  
会長 太田 博雄

## 第1章 交通心理学に携わるものの責任と義務

日本交通心理学会が定める「倫理綱領」

<https://www.jatp-web.jp/wp/wp-content/themes/jatp/pdf/rinri.pdf> に準じる。

## 第2章 研究と発表における職務上の倫理

日本交通心理学会が定める「倫理綱領」

<https://www.jatp-web.jp/wp/wp-content/themes/jatp/pdf/rinri.pdf> に準じる。

## 第3章 社会における職務上の倫理

公益社団法人日本心理学会が定める「倫理規程」第3版

[https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2017/09/rinri\\_kitei.pdf](https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2017/09/rinri_kitei.pdf) (参照2023年9月26日)

第3章 社会における職務上の倫理のうち次の各項目に準じる。

- 3.1 教育・トレーニング (P29～P31)
- 3.2 カウンセリングと介入 (P31～P34)
- 3.3 アセスメント (P34～P37)
- 3.4 福祉的支援 (P37～P39)
- 3.5 司法、メディアとその他の社会的発言 (P39～P40)

## 第4章 本規程に抵触する疑義が生じた場合の対処と処分

1. 本規程に抵触する疑義が生じた場合は、日本交通心理士会幹事会の中に設けた調査チームによる調査が実施される場合がある。
2. 前項調査の結果により、日本交通心理学会の「会員の処分に関する規程」に準じて日本交通心理士会幹事会が処分を決定する。

### 附則

1. ここに定めた以外の問題が生じた場合は、常任幹事会が原案を作成し、幹事会において決定する。
2. 本倫理規程の制定および改定は常任幹事会の議を経て、幹事会で決定する。

制定：2023年11月5日

施行：2023年11月5日